

9 総合評価

9.1 大気質

9.1.1 調査結果の概要

事業実施区域及び周辺3地点で大気汚染の調査を行った。

環境大気質（通年調査、四季調査）の現地調査結果

○環境大気質（通年調査）

事業実施区域において1年間、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を調査した結果は、全ての項目で環境基準値を下回っていた。

<事業実施区域>

調査項目	年平均値	1時間値の最高値
二酸化硫黄(ppm)	0.003	0.063
二酸化窒素(ppm)	0.016	0.065
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.021	0.088

<環境基準>

二酸化硫黄:1日平均値 0.04ppm、1時間値 0.1ppm

二酸化窒素:1日平均値 0.04～0.06ppm

浮遊粒子状物質:1日平均値 0.10mg/m³、1時間値 0.20mg/m³

○環境大気質（四季調査）

周辺3地点において四季に1週間、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を調査した結果は、次のとおりであった。

二酸化硫黄は、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

<二酸化硫黄> (単位:ppm)

調査地点	期間平均値	1日平均値の最高値	1時間値の最高値
公家公園	0.003	0.010	0.044
普ヶ脇公園	0.002	0.005	0.015
新知西町公園	0.003	0.006	0.018

二酸化窒素は、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

<二酸化窒素> (単位:ppm)

調査地点	期間平均値	1日平均値の最高値	1時間値の最高値
公家公園	0.016	0.033	0.051
普ヶ脇公園	0.013	0.031	0.050
新知西町公園	0.014	0.029	0.044

浮遊粒子状物質は、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

<浮遊粒子状物質> (単位:mg/m³)

調査地点	期間平均値	1日平均値の最高値	1時間値の最高値
公家公園	0.022	0.038	0.077
普ヶ脇公園	0.019	0.038	0.060
新知西町公園	0.019	0.033	0.076

事業実施区域において四季に1週間、微小粒子状物質、降下ばいじんを調査した結果、及び事業実施区域と周辺3地点において四季に1週間、塩化水素、ガス状水銀、ダイオキシン類を調査した結果は次のとおりであった。

微小粒子状物質は、環境基準値（年平均値 15 μg/m³、1日平均値 35 μg/m³）を下回っていた。

<微小粒子状物質> (単位: μg/m³)

調査地点	期間平均値	期間最高値
事業実施区域	11.5	25.3

塩化水素は、全ての地点で目標環境濃度（0.02ppm）を下回っていた。

<塩化水素> (単位: ppm)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季
事業実施区域	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
公家公園	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
普ヶ脇公園	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
新知西町公園	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002

注)「<0.002」は、報告下限値(0.002ppm)未満であることを示す。

ガス状水銀は、全ての地点で指針値（年平均値 0.04 μg/m³）を下回っていた。

<ガス状水銀> (単位: μg/m³)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季
事業実施区域	0.0019	0.0016	0.0026	0.0014
公家公園	0.0020	0.0018	0.0031	0.0020
普ヶ脇公園	0.0021	0.0012	0.0037	0.0015
新知西町公園	0.0013	0.0013	0.0027	0.0017

ダイオキシン類は、全ての地点で環境基準値（年平均値 0.6 pg-TEQ/m³）を下回っていた。

<ダイオキシン類> (単位: pg-TEQ/m³)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季
事業実施区域	0.026	0.0091	0.11	0.026
公家公園	0.020	0.019	0.019	0.022
普ヶ脇公園	0.015	0.0080	0.040	0.022
新知西町公園	0.014	0.0082	0.033	0.023

降下ばいじんは、秋季が最も多く 9.90t/km²/月であった。

<降下ばいじん> (単位: t/km²/月)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季
事業実施区域	2.70	4.73	9.90	2.88

9 総合評価
9.1 大気質

資材等の運搬車両（工事用車両）、廃棄物等の運搬車両（ごみ収集車）の走行を予定している道路沿道2地点において、大気汚染の調査を行った。また、事業実施区域において、地上気象、上層気象の調査を行った。

沿道大気質(四季調査)、地上気象、上層気象の現地調査結果

○沿道大気質

二酸化窒素は、全ての地点で環境基準値（1日平均値 0.04～0.06ppm）を下回っていた。

＜二酸化窒素＞（単位：ppm）

調査地点	期間 平均値	1日平均値 の最高値	1時間値 の最高値
地点 5 (東海市浄化センター)	0.025	0.044	0.066
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.019	0.038	0.060

浮遊粒子状物質は、全ての地点で環境基準値（1日平均値 0.10 mg/m³、1時間値 0.20 mg/m³）を下回っていた。

＜浮遊粒子状物質＞（単位：mg/m³）

調査地点	期間 平均値	1日平均値 の最高値	1時間値 の最高値
地点 5 (東海市浄化センター)	0.026	0.045	0.078
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.022	0.031	0.058

沿道大気質の調査地点では、交通量調査を行っており、その調査結果は次のとおりである。

なお、交通量には既存施設の廃棄物等の運搬車両台数（大型車）及びその他の廃棄物等の運搬車両台数も含む。

調査地点	区分	交通量 (台/日)	平均 走行速度 (km/h)	
			大型車	小型車
地点 5 付近 (横須賀 IC)	北行	29,488	56	66
	南行	31,585	59	68
	合計	61,073	58	67
地点 6 付近 (朝倉 IC)	北行	21,005	48	51
	南行	21,863	45	49
	合計	42,868	47	50

沿道大気質の調査地点を含む区間では、実際に車を走らせて旅行速度を調査しており、その調査結果は次のとおりである。

調査地点	区分	平均旅行速度 (km/h)
地点 5 付近 (横須賀 IC-朝倉 IC)	北行	62
	南行	62
地点 6 付近 (朝倉 IC-長浦 IC)	北行	63
	南行	70

○地上気象

事業実施区域における地上気象の 1 年間の調査結果は次のとおりで、年間の平均風速は 1.8m/s、最多風向は北北西であった。

年間の平均気温は 16.1℃、最高気温は 35.2℃、最低気温は-3.1℃、平均湿度は 70%であった。

＜風向・風速 全日＞

項目	年間	春季	夏季	秋季	冬季
平均風速 (m/s)	1.8	1.8	1.6	1.8	2.1
最多風向	NNW	NNW	W	NNW	NNW

＜気温・湿度 全日＞

項目	年間
平均気温 (℃)	16.1
最高気温 (℃)	35.2
最低気温 (℃)	-3.1
平均湿度 (%)	70

○上層気象

事業実施区域における上層気象の四季の調査結果は次のとおりで、風速は高度が高くなるに従って強くなっており、風向は上空では北西になっていた。気温は高度が高くなるに従って低くなっていた。

＜風向・風速 全日、全季＞

高度 (m)	地上	50	100	150	200
平均風速 (m/s)	1.9	4.3	5.1	5.7	6.1
最多風向	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW

＜気温 全日、全季＞

高度 (m)	地上	50	100	150	200
平均気温 (℃)	15.4	15.1	14.8	14.5	14.2

＜風向・風速 全日、全季＞

高度 (m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	6.7	7.4	9.8	10.8
最多風向	NNW	NW	NW	NW

＜気温 全日、全季＞

高度 (m)	300	500	1,000	1500
平均気温 (℃)	13.6	12.3	9.2	6.5

9.1.2 予測結果の概要

工事の実施に伴う(1)資材等の搬入及び搬出、(2)建設機械の稼働等、(3)掘削・盛土等の土工や、施設の供用に伴う(4)ばい煙の排出、(5)廃棄物等の搬入及び搬出による影響の程度について予測した。

大気質の予測結果(1)											
◆工事の実施											
(1)資材等の搬入及び搬出											
資材等の搬入及び搬出による寄与濃度及び将来予測濃度は、道路端付近で次のとおり予測した。											
<二酸化窒素の年平均値> (単位:ppm) <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th><th>寄与濃度</th><th>将来予測濃度</th></tr> <tr> <td>地点 5 (東海市浄化センター)</td><td>0.000004</td><td>0.025 (0.044)</td></tr> <tr> <td>地点 6 (北浜町緑地帯)</td><td>0.000000</td><td>0.019 (0.036)</td></tr> </table>			予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	地点 5 (東海市浄化センター)	0.000004	0.025 (0.044)	地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000000	0.019 (0.036)
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度									
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000004	0.025 (0.044)									
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000000	0.019 (0.036)									
注) () 内の数字は 1 日平均値の年間 98% 値を示す。											
<浮遊粒子状物質の年平均値> (単位:mg/m ³) <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th><th>寄与濃度</th><th>将来予測濃度</th></tr> <tr> <td>地点 5 (東海市浄化センター)</td><td>0.000002</td><td>0.026 (0.062)</td></tr> <tr> <td>地点 6 (北浜町緑地帯)</td><td>0.000000</td><td>0.022 (0.053)</td></tr> </table>			予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	地点 5 (東海市浄化センター)	0.000002	0.026 (0.062)	地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000000	0.022 (0.053)
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度									
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000002	0.026 (0.062)									
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000000	0.022 (0.053)									
注) () 内の数字は 1 日平均値の 2% 除外値を示す。											
<二酸化窒素の 1 時間値> (単位:ppm) <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th><th>寄与濃度</th><th>将来予測濃度</th></tr> <tr> <td>地点 5 (東海市浄化センター)</td><td>0.000008</td><td>0.066</td></tr> <tr> <td>地点 6 (北浜町緑地帯)</td><td>0.000003</td><td>0.060</td></tr> </table>			予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	地点 5 (東海市浄化センター)	0.000008	0.066	地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000003	0.060
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度									
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000008	0.066									
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000003	0.060									
<浮遊粒子状物質の 1 時間値> (単位:mg/m ³) <table border="1"> <tr> <th>予測地点</th><th>寄与濃度</th><th>将来予測濃度</th></tr> <tr> <td>地点 5 (東海市浄化センター)</td><td>0.000008</td><td>0.078</td></tr> <tr> <td>地点 6 (北浜町緑地帯)</td><td>0.000003</td><td>0.058</td></tr> </table>			予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	地点 5 (東海市浄化センター)	0.000008	0.078	地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000003	0.058
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度									
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000008	0.078									
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000003	0.058									
<粉じん等> 工事区域出口に設置するタイヤ洗浄設備や定期的及び適宜実施する清掃等の環境配慮事項により、資材等の運搬車両の走行による粉じんは少ないと予測した。											
(2)建設機械の稼働等											
建設機械の稼働等による寄与濃度の最高値及び将来予測濃度は、敷地境界で次のとおり予測した。											
<最大着地濃度地点における年平均値> <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>寄与濃度の最高値</th><th>将来予測濃度</th></tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td><td>0.0085</td><td>0.025 (0.043)</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>0.0017</td><td>0.023 (0.053)</td></tr> </table>			項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度	二酸化窒素 (ppm)	0.0085	0.025 (0.043)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0017	0.023 (0.053)
項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度									
二酸化窒素 (ppm)	0.0085	0.025 (0.043)									
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0017	0.023 (0.053)									
注) () 内の数字は 1 日平均値の年間 98% 値又は 2% 除外値を示す。											
<高濃度出現気象条件における 1 時間値> <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>寄与濃度の最高値</th><th>将来予測濃度</th></tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td><td>0.01903</td><td>0.084</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>0.01068</td><td>0.099</td></tr> </table>			項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度	二酸化窒素 (ppm)	0.01903	0.084	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01068	0.099
項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度									
二酸化窒素 (ppm)	0.01903	0.084									
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01068	0.099									
建設機械の稼働等により粉じんが発生する可能性のある気象条件の出現時間数は、年間で 52 時間、出現頻度は 0.6%、出現日数は年間で 31 日、出現頻度は 8.5% と予測した。											
(3)掘削・盛土等の土工											
掘削・盛土等の土工により粉じん等が発生する可能性のある気象条件の出現時間数は、年間で 52 時間、出現頻度は 0.6%、出現日数は年間で 31 日、出現頻度は 8.5% と予測した。											

9 総合評価
9.1 大気質

大気質の予測結果(2)

◆施設の供用

(4) ばい煙の排出

ばい煙の排出による寄与濃度の最高値及び将来予測濃度は、次のとおり予測した。

＜最大着地濃度地点における年平均値＞

項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.000035	0.003 (0.007)
二酸化窒素 (ppm)	0.000014	0.016 (0.034)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.000035	0.021 (0.049)
塩化水素 (ppm)	0.000069	0.002
ガス状水銀 (μg/m ³)	0.000052	0.0021
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.000173	0.026

注) () 内の数字は、1 日平均値の年間 98% 値又は 2% 除外値を示す。

＜高濃度出現気象条件における 1 時間値＞

項目	寄与濃度の最高値	将来予測濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.00328	0.066
二酸化窒素 (ppm)	0.00105	0.066
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00328	0.091
塩化水素 (ppm)	0.00655	0.009
ガス状水銀 (μg/m ³)	0.00491	0.0100
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.01639	0.13

注) 二酸化窒素は、上層逆転層出現時の予測結果、その他の項目は、ダウンドラフト時の予測結果である。

(5) 廃棄物等の搬入及び搬出

廃棄物等の搬入及び搬出による寄与濃度及び将来予測濃度は、道路端付近で次のとおり予測した。

＜二酸化窒素の年平均値＞ (単位: ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000001	0.025 (0.044)
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000001	0.019 (0.036)

注) () 内の数字は 1 日平均値の年間 98% 値を示す。

＜浮遊粒子状物質の年平均値＞ (単位: mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000000	0.026 (0.062)
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000000	0.022 (0.053)

注) () 内の数字は、1 日平均値の 2% 除外値を示す。

＜二酸化窒素の 1 時間値＞ (単位: ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000005	0.066
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000001	0.060

＜浮遊粒子状物質の 1 時間値＞ (単位: mg/m³)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
地点 5 (東海市浄化センター)	0.000005	0.078
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.000001	0.058

9.1.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否か及び環境保全に関する基準等との整合について評価した。

大気質の評価結果(1)							
◆工事の実施	b 1 時間値						
(1)資材等の搬入及び搬出	予測結果によれば、二酸化窒素の将来予測濃度は地点 5（東海市浄化センター）0.066 ppm、地点 6（北浜町緑地帯）0.060 ppm、浮遊粒子状物質の将来予測濃度は、地点 5（東海市浄化センター）0.078 mg/m³、地点 6（北浜町緑地帯）0.058 mg/m³であり、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られている。						
環境保全措置	<1 時間値の評価指標>						
- 掘削土量をできる限り少なくし、事業計画地外へ搬出する資材等の運搬車両台数の低減を図る。 - 工事関係者の通勤は極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 工事用車両等については、NOx・PM 法適合車両を使用するとともに、排出ガスの最新規制適合車を使用するよう努める。	<table> <tr> <th>項目</th><th>評価指標</th></tr> <tr> <td>二酸化窒素</td><td>0.1～0.2 ppm 以下</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td><td>0.20 mg/m³ 以下</td></tr> </table>	項目	評価指標	二酸化窒素	0.1～0.2 ppm 以下	浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下
項目	評価指標						
二酸化窒素	0.1～0.2 ppm 以下						
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下						
(ア)環境影響の回避・低減に係る評価	(2)建設機械の稼働等						
予測結果によれば、資材等の運搬車両の走行に伴う大気質への寄与の程度は、最大でも年平均値で、二酸化窒素が 0.000004 ppm、浮遊粒子状物質が 0.000002 mg/m³、1 時間値で、二酸化窒素が 0.000008 ppm、浮遊粒子状物質が 0.000008 mg/m³であり、環境影響の程度は小さいと判断する。	環境保全措置						
粉じんについては、環境配慮事項を遵守することにより資材等の運搬車両の走行による粉じんは少ないと予測されたことから、環境影響の程度が小さいと判断する。	- 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど、不必要な排出ガスの発生を抑制する。 - 工事の進捗に合わせて工程管理を徹底し、稼働時間が最小限となるように検討する。 - 工事区域内は、散水や清掃を適宜行う。						
さらに、環境保全措置を確実に実施することから、資材等の搬入車両の走行に伴う大気質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	(ア)環境影響の回避・低減に係る評価						
(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 a 年平均値	予測結果によれば、建設機械の稼働等に伴う大気質への寄与の程度は、最大でも年平均値で、二酸化窒素が 0.0085 ppm、浮遊粒子状物質が 0.0017 mg/m³、1 時間値で、二酸化窒素が 0.01903 ppm、浮遊粒子状物質が 0.01068 mg/m³であり、環境影響の程度は小さいと判断する。						
予測結果によれば、二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98%値は地点 5（東海市浄化センター）0.044 ppm、地点 6（北浜町緑地帯）0.036 ppm、浮遊粒子状物質の 1 日平均値の 2%除外値は地点 5（東海市浄化センター）0.062 mg/m³、地点 6（北浜町緑地帯）0.053 mg/m³であり、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られている。	建設機械の稼働等により粉じん等の発生する頻度は、年間出現時間数と出現頻度は 52 時間（0.6%）、年間出現日数と出現頻度は 31 日（8.5%）であり、環境影響の程度は小さいと判断する。						
<年平均値の評価指標>	さらに、環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働等に伴う大気質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。						
<table> <tr> <th>項目</th><th>評価指標</th></tr> <tr> <td>二酸化窒素</td><td>1 日平均値の年間 98%値が 0.06 ppm 以下</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td><td>1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下</td></tr> </table>	項目	評価指標	二酸化窒素	1 日平均値の年間 98%値が 0.06 ppm 以下	浮遊粒子状物質	1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下	(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 a 年平均値
項目	評価指標						
二酸化窒素	1 日平均値の年間 98%値が 0.06 ppm 以下						
浮遊粒子状物質	1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下						
	予測結果によれば、二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98%値は 0.043 ppm、浮遊粒子状物質の 1 日平均値の 2%除外値は 0.053 mg/m³であり、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られている。						

9.1 大気質

＜年平均値の評価指標＞

b 1 時間値

＜1 時間値の評価指標＞

(3) 掘削・盛土等の土工

(7) 環境影響の回避・低減に係る評価

さらに、環境保全措置を確実に実施することから、掘削・盛土等の土工による粉じん等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(4) ばい煙の排出

(7) 環境影響の回避・低減に係る評価

素が 0.000069 ppm、ガス状水銀が 0.000052 μ g/m³、ダイオキシン類が 0.000173 pg-TEQ/m³、1 時間値で二酸化硫黄が 0.00328 ppm、二酸化窒素が 0.00105 ppm、浮遊粒子状物質が 0.00328 mg/m³、塩化水素が 0.00655 ppm、ガス状水銀が 0.00491 μ g/m³、ダイオキシン類が 0.01639 pg-TEQ/m³であり、環境影響の程度は小さいと判断する。

(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価

予測結果によれば、二酸化硫黄の 1 日平均値の 2%除外値は 0.007 ppm、二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98%値は 0.034 ppm、浮遊粒子状物質の 1 日平均値の 2%除外値は 0.049 mg/m³であり、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られている。

b 1 時間値

＜1 時間値の評価指標＞

9-6

大気質の評価結果(3)

(5) 廃棄物等の搬入及び搬出

環境保全措置
・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするように努める。 ・廃棄物等の運搬車両については、NOx・PM 法適合車両を使用するとともに、排出ガスの最新規制適合車を使用するよう努める。

(7) 環境影響の回避・低減に係る評価

予測結果によれば、廃棄物等の運搬車両の走行に伴う大気質への寄与の程度は、最大でも年平均値で、二酸化窒素が 0.000001 ppm、浮遊粒子状物質が 0.000000 mg/m³、1 時間値で、二酸化窒素が 0.000005 ppm、浮遊粒子状物質が 0.000005 mg/m³ であり、環境影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することから、廃棄物等の運搬車両の走行に伴う大気質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(4) 環境保全に関する基準等との整合に係る評価

a 年平均値

予測結果によれば、二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98% 値は、地点 5（東海市浄化センター）0.044 ppm、地点 6（北浜町緑地帯）0.036 ppm、浮遊粒子状物質の 1 日平均値の 2% 除外値は、地点 5（東海市浄化センター）0.062 mg/m³、地点 6（北浜町緑地帯）0.053 mg/m³ であり、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られている。

<年平均値の評価指標>

項目	評価指標
二酸化窒素	1 日平均値の年間 98% 値が 0.06 ppm 以下
浮遊粒子状物質	1 日平均値の 2% 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下

b 1 時間値

予測結果によれば、二酸化窒素の将来予測濃度は、地点 5（東海市浄化センター）0.066 ppm、地点 6（北浜町緑地帯）0.060 ppm、浮遊粒子状物質の将来予測濃度は、1 地点 5（東海市浄化センター）0.078 mg/m³、地点 6（北浜町緑地帯）0.058 mg/m³ であり、大気質の環境保全に関する基準との整合が図られている。

<1 時間値の評価指標>

項目	評価指標
二酸化窒素	0.1～0.2 ppm 以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下

9 総合評価

9.2 騒音

9.2 騒音

9.2.1 調査結果の概要

事業実施区域の敷地境界4地点で騒音の調査を行った。また、資材等の運搬車両（工事用車両）及び廃棄物等の運搬車両（ごみ収集車）の走行を予定している道路沿道2地点において、騒音の調査を行った。

環境騒音の現地調査結果

事業実施区域の敷地境界4地点における環境騒音調査結果は、次のとおりである。

調査地点は工業専用地域であり、環境基準の類型指定はないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」における規制基準値を下回っていた。

<環境騒音 環境基準> (単位：dB)

調査地点	等価騒音レベル (LAeq)			
	平日		休日	
	昼間	夜間	昼間	夜間
地点 1-2(北側敷地境界)	60	60	59	59
地点 1-3(東側敷地境界)	59	55	57	54
地点 1-4(南側敷地境界)	60	59	59	59
地点 1-5(西側敷地境界)	57	54	49	49
環境基準	—	—	—	—

注)1. 事業実施区域は、「都市計画法」に基づく工業専用地域で、環境基準を適用しない。

2. 時間区分
昼間:6時～22時、夜間:22時～6時

3. 測定値は当該時間区分の 1 時間値 (LAeq) のエネルギー平均値である。

<環境騒音 特定工場等に係る騒音> (単位：dB)

区分	調査地点	騒音レベル (LA5)			
		朝	昼間	夕	夜間
平日	地点 1-2(北側敷地境界)	61	62	61	61
	地点 1-3(東側敷地境界)	64	66	60	60
	地点 1-4(南側敷地境界)	60	64	60	62
	地点 1-5(西側敷地境界)	54	60	59	58
休日	地点 1-2(北側敷地境界)	60	61	59	60
	地点 1-3(東側敷地境界)	61	61	60	59
	地点 1-4(南側敷地境界)	60	61	60	61
	地点 1-5(西側敷地境界)	51	52	50	51
規制基準		75	75	75	70

注)1. 時間区分
朝:6時～8時、昼間:8時～19時、夕:19時～22時、夜間:22時～6時

2. 測定値は当該時間区分の 1 時間値 (LA5) の最大値である。

道路交通騒音の現地調査結果

沿道における等価騒音レベル (LAeq) は、次のとおりである。

調査地点は準工業地域であり、地点5(東海市浄化センター)、地点6(北浜町緑地帯)ともに、環境基準値(昼間70dB、夜間65dB)を下回っていた。

<道路交通騒音:平日> (単位：dB)

調査地点	等価騒音レベル (LAeq)	
	昼間	夜間
地点 5 (東海市浄化センター)	63	60
地点 6 (北浜町緑地帯)	67	61
環境基準	70	65

注)1. 時間区分
昼間:6時～22時、夜間:22時～6時

2. 測定値は当該時間区分の 1 時間値 (LAeq) のエネルギー平均値である。

9.2.2 予測結果の概要

工事の実施に伴う(1)資材等の搬入及び搬出、(2)建設機械の稼働等や、施設の供用に伴う(3)機械等の稼働、(4)廃棄物等の搬入及び搬出による影響の程度について予測した。

騒音の予測結果

◆工事の実施

(1)資材等の搬入及び搬出

資材等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベル及び将来の騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、道路端付近で次のとおり予測した。

資材等の運搬車両による増加分は、1 dB 未満である。

＜道路交通騒音＞

(単位：dB)

予測地点	増加する騒音レベル	予測騒音レベル（ L_{Aeq} ）
地点 5 （東海市浄化センター）	0.1	63
地点 6 （北浜町緑地帯）	0.1	67

注) 1. 予測地点は、準工業地域である。

2. 増加する騒音レベルは、本事業による増加分を明示するため小数点以下 1 位まで表示した。

(2)建設機械の稼働等

建設機械の稼働等（複合機械）による騒音レベル（ L_{A5} ）は、敷地境界で次のとおり予測した。

(単位：dB)

項目	予測騒音レベル（ L_{A5} ）	規制基準値
予測地点		
最大値を示す敷地境界上の地点	84	85
地点 1-2（北側敷地境界）	83	
地点 1-3（東側敷地境界）	77	
地点 1-4（南側敷地境界）	83	
地点 1-5（西側敷地境界）	76	

注) 予測時期は、工事開始後 20 か月目である。

◆施設の供用

(3)機械等の稼働

機械等の稼働による騒音レベルは、敷地境界で次のとおり予測した。

(単位：dB)

項目	予測騒音レベル（ L_{A5} ）	規制基準値
予測地点		
最大値を示す敷地境界上の地点	46	朝：75 昼間：75 夕：75 夜間：70
地点 1-2（北側敷地境界）	36	
地点 1-3（東側敷地境界）	36	
地点 1-4（南側敷地境界）	42	
地点 1-5（西側敷地境界）	30	

注) 時間区分

朝：6～8 時、昼間：8～19 時

夕：19～22 時、夜間：22～6 時

(4)廃棄物等の搬入及び搬出

廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベル及び将来の騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、道路端付近で次のとおり予測した。

＜道路交通騒音＞

(単位：dB)

予測地点	増加する騒音レベル	予測騒音レベル（ L_{Aeq} ）
地点 5 （東海市浄化センター）	0.1	63
地点 6 （北浜町緑地帯）	0.1	67

注) 1. 予測地点は、準工業地域である。

2. 増加する騒音レベルは、本事業による増加分を明示するため小数点以下 1 位まで表示した。

9 総合評価

9.2 騒音

9.2.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否か及び環境保全に関する基準等との整合について評価した。

騒音の評価結果

◆工事の実施

(1)資材等の搬入及び搬出

環境保全措置
・工事関係者の通勤は、極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 ・資材等の運搬車両については、低公害型車両の積極的な採用に努める。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

予測結果によれば、資材等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは、最大で 1dB 未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することから、資材等の運搬車両の走行に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価

予測結果によれば、地点 5（東海市浄化センター）、地点 6（北浜町緑地帯）ともに、環境基準値を下回る。資材等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは 1dB 未満と小さいことから、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られている。

(2)建設機械の稼働等

環境保全措置
・可能な限り低騒音工法を採用する。 ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う騒音は、低騒音型の建設機械の使用に努めること等により、環境影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働等に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価

予測結果によれば、複合機械による騒音レベルは、敷地境界において最大 84dB であり、特定建設作業に係る騒音の規制基準値（85dB）を下回ることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られている。

◆施設の供用

(3)機械等の稼働

環境保全措置
・大きな騒音を発生する機器には消音器を取り付ける。 ・施設からの騒音を遮蔽するため、緑地、植栽等を適切に維持管理する。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

機械等の稼働に伴う騒音は、低騒音型機器を導入するとともに、遮音性の高い建物とすること等により環境影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することから、機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価

予測結果によれば、敷地境界における騒音レベルは、最大で 46dB であり、工場騒音の規制基準値を下回ることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られている。

(4)廃棄物等の搬入及び搬出

環境保全措置
・適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするように努める。 ・廃棄物等の運搬車両については、低公害型車両の積極的な採用に努める。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

予測結果によれば、廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは 1dB 未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することから、廃棄物等の運搬車両の走行に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価

予測結果によれば、地点 5（東海市浄化センター）、地点 6（北浜町緑地帯）ともに環境基準値を下回る。廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは、1dB 未満と小さいことから、騒音の環境保全に関する基準等との整合が図られている。

9.3 低周波音

9.3.1 調査結果の概要

事業実施区域の敷地境界4地点で低周波音の調査を行った。

低周波音の現地調査結果		
事業実施区域は、埋め立て造成された平坦地で、東側の市道を隔てて国道155号・247号の自動車専用道路があり、北側、南側、西側は工場に隣接している。地表面は、主に既存施設のアスファルト舗装面と緑地で、東側から100m程度は緑地帯になっている。 事業実施区域の敷地境界におけるG特性音圧レベルは、右の表のとおりで「心身に係る苦情に関する参照値」の92dBを下回っていた。 また、1/3オクターブバンド周波数別の音圧レベルの調査結果は、「物的苦情に関する参照値」を下回っていた。	(単位：dB)	
	G特性音圧レベル(1～80Hz)	
	平日の最大値	休日の最大値
	地点1-2(北側敷地境界)	84
	地点1-3(東側敷地境界)	78
	地点1-4(南側敷地境界)	79
	地点1-5(西側敷地境界)	82
参照値		92
注) 参照値は、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月22日 環境省)に示されている、苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安で、「心身に係る苦情に関する値」である。		

9.3.2 予測結果の概要

施設の供用に伴う機械等の稼働による影響の程度について予測した。

低周波音の予測結果		
◆施設の供用 (1)機械等の稼働 新施設の建屋の構造は、類似施設と同様の鉄筋・鉄骨コンクリート造りで、建築面積も類似している。新施設に最も近い住居等生活関連施設は、南東側約560mに位置しており、類似施設と比較し同程度になるものと予測する。 類似施設におけるG特性音圧レベルの最大値は84dBであり、「心身に係る苦情に関する参照値」の92dBを下回ると予測する。	(単位：dB)	
	G特性音圧レベル	
	予測地点	最大値
	地点1-2(北側敷地境界)	84
	地点1-3(東側敷地境界)	78
	地点1-4(南側敷地境界)	79
	地点1-5(西側敷地境界)	82
1/3オクターブバンド周波数別の音圧レベルの値は、「物的苦情に関する参照値」を下回ると予測する。		

9.3.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

低周波音の評価結果			
◆施設の供用 (1)機械等の稼働 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> ・低周波音を発生する機器には必要に応じて消音器を取り付ける。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 </td></tr></table>	環境保全措置	・低周波音を発生する機器には必要に応じて消音器を取り付ける。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。	(ア)環境影響の回避・低減に係る評価 施設の供用に伴う低周波音は、低周波音源となる設備機器をコンクリート構造建屋内に収納すること、さらに環境保全措置を実施することから、施設の供用に伴う低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。
環境保全措置			
・低周波音を発生する機器には必要に応じて消音器を取り付ける。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。			

9 総合評価

9.4 振動

9.4 振動

9.4.1 調査結果の概要

事業実施区域の敷地境界4地点で振動の調査を行った。また、資材等の運搬車両（工事用車両）、廃棄物等の運搬車両（ごみ収集車）の走行を予定している道路沿道2地点において、振動の調査を行った。

環境振動の現地調査結果

事業実施区域の敷地境界 4 地点における振動レベル（L₁₀）調査結果は、次のとおりである。

事業実施区域の敷地境界における振動レベル（L₁₀）は、昼間、夜間とも県民の生活環境の保全等に関する条例の特定工場等に係る振動の規制基準値を下回っていた。

＜環境振動＞（単位：dB）

調査地点	振動レベル（L ₁₀ ）			
	平日		休日	
	昼間	夜間	昼間	夜間
地点 1-2(北側敷地境界)	42	40	31	32
地点 1-3(東側敷地境界)	47	45	41	40
地点 1-4(南側敷地境界)	44	41	31	30 未満
地点 1-5(西側敷地境界)	46	45	31	33
規制基準値	75	70	75	70

注) 1. 時間区分
昼間：7 時～20 時、夜間：20 時～7 時
2. 測定値は、当該時間区分における 1 時間測定値の最大値を示した。
3. 30 未満は、振動レベル計の測定下限である 30dB を下回った値を示す。

道路交通振動の現地調査結果

道路沿道における振動レベル（L₁₀）調査結果は、次のとおりである。

調査地点は、準工業地域であり、地点 5（東海市浄化センター）、地点 6（北浜町緑地帯）ともに、振動規制法の要請限度値（昼間：70dB、夜間：65dB）を下回っていた。

＜道路交通振動：平日＞（単位：dB）

調査地点	振動レベル（L ₁₀ ）	
	昼間	夜間
地点 5 （東海市浄化センター）	43	42
地点 6 （北浜町緑地帯）	49	46
要請限度値	70	65

注) 1. 調査地点は、「都市計画法」に基づく準工業地域である。
2. 要請限度の時間区分
昼間：7 時～20 時、夜間：20 時～7 時
3. 測定値は、当該時間区分における 1 時間測定値の最大値を示した。

＜地盤卓越振動数＞

調査地点	地盤卓越振動数（Hz）
地点 5 （東海市浄化センター）	13. 5
地点 6 （北浜町緑地帯）	20. 3

注) 地盤卓越振動数は、大型車 10 台について測定した 1/3 オクターブバンド中心周波数最大値の算術平均値である。

9.4.2 予測結果の概要

工事の実施に伴う(1)資材等の搬入及び搬出、(2)建設機械の稼働等や、施設の供用に伴う(3)機械等の稼働、(4)廃棄物等の搬入及び搬出による影響の程度について予測した。

振動の予測結果

◆工事の実施

(1)資材等の搬入及び搬出

資材等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベル及び将来の振動レベル（L₁₀）は、道路端付近で次のとおり予測した。

資材等の運搬車両による増加分は、1 dB 未満である。

＜道路交通振動＞

(単位：dB)

予測地点	増加する振動レベル	予測振動レベル（L ₁₀ ）
地点 5 (東海市浄化センター)	0.0	41
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.0	46

注)1. 予測地点は、準工業地域である。

2. 増加する振動レベルは、本事業による増加分を明示するため小数点以下 1 位まで表示した。

(2)建設機械の稼働等

建設機械の稼働等（複合機械）の影響による振動レベル（L₁₀）は、敷地境界で次のとおり予測した。

(単位：dB)

項目	予測振動レベル（L ₁₀ ）	規制基準値
最大値を示す敷地境界上の地点	70	75
地点 1-2(北側敷地境界)	65	
地点 1-3(東側敷地境界)	56	
地点 1-4(南側敷地境界)	61	
地点 1-5(西側敷地境界)	54	

注)1. 将来振動レベルは、複合機械による到達振動である。

2. 予測時期は、工事開始後 19 か月目である。

◆施設の供用

(3)機械等の稼働

機械等の稼働による振動レベル（L₁₀）は、敷地境界で次のとおり予測した。

(単位：dB)

項目	予測振動レベル（L ₁₀ ）	規制基準値
最大値を示す敷地境界上の地点	60	昼間：75 夜間：70
地点 1-2(北側敷地境界)	60	
地点 1-3(東側敷地境界)	45	
地点 1-4(南側敷地境界)	58	
地点 1-5(西側敷地境界)	52	

注) 時間区分

昼間：7～20 時、夜間：20～7 時

(4)廃棄物等の搬入及び搬出

廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベル及び将来の振動レベル（L₁₀）は、道路端付近で次のとおり予測した。

廃棄物等の運搬車両による増加分は、1dB 未満である。

＜道路交通振動＞

(単位：dB)

予測地点	増加する振動レベル	予測振動レベル（L ₁₀ ）
地点 5 (東海市浄化センター)	0.0	41
地点 6 (北浜町緑地帯)	0.0	46

注)1. 予測地点は、準工業地域である。

2. 増加する振動レベルは、本事業による増加分を明示するため小数点以下 1 位まで表示した

9 総合評価

9.4 振動

9.4.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否か及び環境保全に関する基準等との整合について評価した。

振動の評価結果									
◆工事の実施 (1)資材等の搬入及び搬出 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td>・ 工事関係者の通勤は、極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。</td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、資材等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベルは 1dB 未満で、振動感覚閾値（通常、人が振動を感じ始めるレベルとされる 55dB）以下であることから、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、資材等の運搬車両の走行に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 (イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 予測結果によれば、地点 5（東海市浄化センター）、地点 6（北浜町緑地帯）ともに、要請限度値を下回る。資材等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベルは 1dB 未満と小さいことから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。 (2)建設機械の稼働等 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td>・ 可能な限り低振動工法を採用する。 ・ 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。</td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働等に伴う振動は、低振動型の建設機械の使用に努めること等により、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働等に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 (イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 予測結果によれば、建設機械による振動レベルは敷地境界で 70dB であり、特定建設作業に係る振動の規制基準値（75dB）を下回る値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。	環境保全措置	・ 工事関係者の通勤は、極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。	環境保全措置	・ 可能な限り低振動工法を採用する。 ・ 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。	◆施設の供用 (3)機械等の稼働 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td>・ 必要に応じて設置部の強化や防振ゴムの設置を行う。</td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 機械等の稼働に伴う振動は、低振動型機器を導入するとともに、振動の大きい機器は防振架台又は独立基礎上に設置し、振動の伝搬を抑えること等により、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 (イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 予測結果によれば、敷地境界における振動レベルは、最大で 60dB であり、工場振動の規制基準値を下回ることから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。 (4)廃棄物等の搬入及び搬出 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td>・ 適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。</td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベルは 1dB 未満で、また、将来の振動レベルは現況と変わらないため、環境影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、廃棄物等の運搬車両の走行に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 (イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 予測結果によれば、地点 5（東海市浄化センター）、地点 6（北浜町緑地帯）ともに、要請限度値を下回る。廃棄物等の運搬車両の走行に伴い増加する振動レベルは 1dB 未満と小さいことから、振動の環境保全に関する基準等との整合が図られている。	環境保全措置	・ 必要に応じて設置部の強化や防振ゴムの設置を行う。	環境保全措置	・ 適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。
環境保全措置									
・ 工事関係者の通勤は、極力相乗りとすることにより通勤車両台数の抑制に努める。									
環境保全措置									
・ 可能な限り低振動工法を採用する。 ・ 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。									
環境保全措置									
・ 必要に応じて設置部の強化や防振ゴムの設置を行う。									
環境保全措置									
・ 適切な運行計画を策定し、朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。									

9.5 悪臭

9.5.1 調査結果の概要

事業実施区域の敷地境界4地点で夏季と冬季に悪臭の調査を行った。

悪臭の現地調査結果						
新施設からの悪臭の影響は、既存施設からの悪臭の影響と大きな変化はないものと考えられることから、既存施設の敷地境界、建屋内外及び風下地点で調査を行った。 事業実施区域の敷地境界における特定悪臭物質22項目及び臭気指数の調査結果は、次のとおりである。						
	<table><tr><th></th><th>調査結果</th></tr><tr><td>特定悪臭物質 (22項目)</td><td>夏季、冬季ともに、全ての地点の全ての項目で、規制基準値を下回っていた。</td></tr><tr><td>臭気指数</td><td>夏季、冬季ともに、全ての地点で、規制基準値を下回っていた。</td></tr></table>		調査結果	特定悪臭物質 (22項目)	夏季、冬季ともに、全ての地点の全ての項目で、規制基準値を下回っていた。	臭気指数
	調査結果					
特定悪臭物質 (22項目)	夏季、冬季ともに、全ての地点の全ての項目で、規制基準値を下回っていた。					
臭気指数	夏季、冬季ともに、全ての地点で、規制基準値を下回っていた。					

9.5.2 予測結果及び評価結果の概要

施設の供用に伴う施設からの悪臭の漏洩による影響の程度について予測した。また、環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否か及び環境保全に関する基準等との整合について評価した。

悪臭の予測結果	
◆施設の供用 (1)施設からの悪臭の漏洩 類似施設として、既存施設における調査結果を基に予測を行った。その結果によれば、敷地境界4地点における特定悪臭物質項目は、全て規制基準値を下回る。また、臭気指数も全て10未満となる。	計画施設に搬入されるごみの質は、市民の生活様式の変化や、分別収集の徹底などにより多少の変化は考えられるものの、悪臭防止対策として既存施設と同様にエアカーテンの設置、ごみピット内の負圧保持（燃焼用空気として炉へ送る）等を講ずることから、既存施設での調査結果に比べて大きな変化はないものと予測する。

悪臭の評価結果			
◆施設の供用 (1)施設からの悪臭の漏洩 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> ・プラットホーム及び施設内道路は、定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止する。 ・脱臭装置の活性炭等の維持管理を徹底し、悪臭の発生を防止する。 </td></tr></table> (7)環境影響の回避・低減に係る評価 施設の供用に伴う悪臭は、プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置し、廃棄物等の運搬車両出入時の悪臭の漏洩を防止する等により、環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、施設の供用に伴う悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	環境保全措置	・プラットホーム及び施設内道路は、定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止する。 ・脱臭装置の活性炭等の維持管理を徹底し、悪臭の発生を防止する。	(4)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 事業実施区域は、悪臭防止法に基づく規制地域の区分として第2種地域に指定されており、予測結果によれば、全ての特定悪臭物質、臭気指数とともに規制基準値を大きく下回ることから、悪臭の環境保全に関する基準等との整合が図られている。
環境保全措置			
・プラットホーム及び施設内道路は、定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止する。 ・脱臭装置の活性炭等の維持管理を徹底し、悪臭の発生を防止する。			

9 総合評価

9.6 水質

9.6 水質

9.6.1 調査結果の概要

放流予定地点である前面市道マンホールで水質の調査を行った。

水質の現地調査結果																			
放流予定地点の前面市道マンホールでの平水時の水質調査結果は、次のとおりである。 生活環境の保全に関する項目の基準値はないが、現知多市清掃センター放流水とマンホール内合流後の水素イオン濃度は7.1～7.5で、どの類型に対しても環境基準値以内であった。 ＜平水時＞ ＜現知多市清掃センター放流水＞ <table border="1"> <tr> <th></th><th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th></tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td><td>7.3</td><td>7.1</td><td>7.2</td><td>7.5</td></tr> <tr> <td>透視度（度）</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td></tr> </table>						春季	夏季	秋季	冬季	水素イオン濃度	7.3	7.1	7.2	7.5	透視度（度）	50以上	50以上	50以上	50以上
	春季	夏季	秋季	冬季															
水素イオン濃度	7.3	7.1	7.2	7.5															
透視度（度）	50以上	50以上	50以上	50以上															
＜マンホール内合流後＞ <table border="1"> <tr> <th></th><th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th></tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td><td>7.4</td><td>7.1</td><td>7.1</td><td>7.5</td></tr> <tr> <td>透視度（度）</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td></tr> </table> ＜降雨時＞ 降雨時における現知多市清掃センター放流水のマンホール内合流前の各項目の最大値は、流量が17L/s、浮遊物質量が107mg/L、濁度が26度で、清掃センター放流水のマンホール内合流後は流量が88L/s、浮遊物質量が20mg/L、濁度が17度であった。 現知多市清掃センター放流水については、流量と浮遊物質量の相関は認められなかった。						春季	夏季	秋季	冬季	水素イオン濃度	7.4	7.1	7.1	7.5	透視度（度）	50以上	50以上	50以上	50以上
	春季	夏季	秋季	冬季															
水素イオン濃度	7.4	7.1	7.1	7.5															
透視度（度）	50以上	50以上	50以上	50以上															

9.6.2 予測結果及び評価結果の概要

工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による影響の程度について予測した。また、環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

水質の予測結果	
◆工事の実施 (1)掘削・盛土等の土工 ＜水の濁り＞ 工事の実施において発生した濁水は、沈砂池に集め、濁りを低減した後、既設排水管に排水する計画である。沈砂池の流出口における浮遊物質量は97.1mg/Lと予測し、降雨時における水質調査結果の最大値である107 mg/Lを下回る	ため、影響は小さいと予測する。 ＜水素イオン濃度＞ コンクリート工事によるアルカリ排水は、沈砂池における水素イオン濃度（pH）が排水基準（6.5以上8.5以下）以内になるよう中和処理した後、既設排水管に排水することから影響は小さいと予測する。

水質の評価結果					
◆工事の実施 (1)掘削・盛土等の土工 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境保全措置</th></tr> <tr> <td colspan="2"> ・工事中に掘削したままの表層を長時間露出しないように工事区域を区切って施工する。 ・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。 ・排水等は適宜測定（pH、濁度等）を行うなど排水処理施設の維持管理の徹底に努める。 </td></tr> </table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 ＜水の濁り＞ 工事の実施に伴う水質は、沈砂池工事を先行し、降雨時における土砂の流出による濁水の発生を防止し、沈砂池を経て既設排水管に排水することから、環境影響の程度は小さいと判断す	環境保全措置		・工事中に掘削したままの表層を長時間露出しないように工事区域を区切って施工する。 ・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。 ・排水等は適宜測定（pH、濁度等）を行うなど排水処理施設の維持管理の徹底に努める。		る。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、工事の実施に伴う水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 ＜水素イオン濃度＞ 工事の実施に伴うコンクリート工事の排水は、沈砂池における水素イオン濃度（pH）を監視し、参考とする排水基準（6.5以上8.5以下）以内になるよう中和処理したのち、既設排水管に排水することから環境影響の程度は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、工事の実施に伴う水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。
環境保全措置					
・工事中に掘削したままの表層を長時間露出しないように工事区域を区切って施工する。 ・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。 ・排水等は適宜測定（pH、濁度等）を行うなど排水処理施設の維持管理の徹底に努める。					

9.7 地盤・土壌

9.7.1 調査結果の概要

土壌に係る環境基準項目とダイオキシン類の調査を行い、別途実施した土壌ガス、土壌溶出量、土壌含有量の調査を整理した。

土壌の現地調査結果	
事業実施区域内における土壌に係る環境基準項目（銅を除く 25 項目）及びダイオキシン類の調査（地点 1-7）については、地表では全ての項目、地下 10m 付近は砒素以外の項目で環境基準を下回っていた。	別途実施した土壌ガス等の調査については、新施設の建設予定地の 12 区画で実施した結果、地点 1-7 を含まない 2 区画でふっ素及びその化合物が土壌溶出量基準値を上回っていたが、その他の物質は基準値を下回っていた。

9.7.2 予測結果及び評価結果の概要

工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による影響の程度について予測した。また、環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否か及び環境保全に関する基準等との整合について評価した。

土壌の予測結果	
◆工事の実施 (1)掘削・盛土等の土工 現地調査結果によれば、土壌の汚染に係る環境基準項目は、地表では全て環境基準値を下回っていた。地下 10m 付近では砒素以外の項目は環境基準値を下回っていた。地下水の調査において砒素は環境基準値を下回っていたが、報告下限値未満ではなかったことから、事業実施区域の埋め立て土砂や自然由来の土壌汚染の影響が考えられる。事業実施区域において別途実施した地歴調査によれば、現知多市清掃センターにおける特定有害物質の使用及び含有は確認されなかった。また、ふっ素及びその化合物に	については、調査区画に設定した 12 区画中、2 区画において、土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準）を上回る値が確認されている。 以上の調査結果では、土壌の汚染の原因は特定できていない。 工事の実施において、土壌が攪乱された場合、土壌汚染の拡散及び地下水の汚染が悪化する可能性がある。その対策として、工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染状況の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置を確実にを行うことから、掘削・盛土等の土工による土壌汚染の拡散及び地下水の汚染が発生する可能性は小さいと予測する。

土壌の評価結果			
◆工事の実施 (1)掘削・盛土等の土工 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> ・資材等の運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。 ・残土は、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、粉じんの発生・飛散等を抑制する。 </td></tr></table> (7)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、工事の実施において、土壌が攪乱された場合、土壌汚染の拡散及び地下水の汚染が悪化する可能性があるが、必要に応じて汚染状況の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置及び環境保全措置を確実に実施することから、地盤・土壌に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	環境保全措置	・資材等の運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。 ・残土は、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、粉じんの発生・飛散等を抑制する。	(イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 現地調査により、事業実施区域の地下 10m 付近では砒素について、環境基準を上回る値が確認されている。 また、ふっ素及びその化合物については調査区画に設定した 12 区画中、2 区画において、土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準）を上回る値が確認されている。 工事の実施に当たっては、必要に応じて汚染状況の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置及び環境保全措置を確実に実施することから、土壌の汚染に係る基準との整合は、現状が維持されるものと評価する。
環境保全措置			
・資材等の運搬車両が退出する際は、構内でタイヤに付着した土砂を十分除去した上で退出する。 ・残土は、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、粉じんの発生・飛散等を抑制する。			

9 総合評価

9.8 地下水の状況及び地下水質

9.8 地下水の状況及び地下水質

9.8.1 調査結果の概要

事業実施区域内2地点で地下水の現地調査を行った。

地下水の現地調査結果	
事業実施区域内の2箇所(地点1-7、地点1-8)で実施したボーリング調査によれば、表層より上部盛土、下部埋土、沖積層(砂質土、粘性土)、東海層群常滑層が分布する。 事業実施区域内の地下水の水位は、地点1-7が2.83～4.60m、地点1-8が3.15～4.57mであり、両地点の差は小さかった。 地下水に関する環境基準項目の値は、両地点ともに、ふっ素が年平均値で環境基準値を上回っていた。 地点1-8のほう素は、年平均値では基準値と同じであったが、春季及び夏季で基準値を上回っていた。	ふっ素、ほう素の環境基準値超過については、県に報告して公表し、措置として愛知県土壤汚染等対策指針に準じた定期的な地下水質のモニタリングを実施している。 両地点ともに、ふっ素、ほう素の環境基準値超過の原因は不明であるが、海域に近い埋立地であることから海水の影響を受けていると考えられる。 したがって、地下水に含まれるふっ素、ほう素の濃度については、現在実施している地下水質のモニタリングを継続する必要がある。 事業実施区域周辺での聞き取り調査の結果、飲用に利用されている井戸はなかった。

9.8.2 予測結果の概要

事業実施区域を予測地域として、工事の実施に伴う(1)掘削・盛土等の土工、(2)地形改変及び工作物等の存在による影響の程度について予測した。

地下水の予測結果(1)	
◆工事の実施 <u>(1)掘削・盛土等の土工</u> ＜地下水水位＞ 工事中の濁水対策のため、事業実施区域内の東端に沈砂池を設置する計画で、沈砂池の深さは最大で2m程度である。事業実施区域内に設置した井戸のボーリング調査結果によれば、地表から2m付近までは盛土であり、沈砂池による掘削では盛土より下の地層を乱さないことから、事業の実施に伴う予測地域の地下水水位低下の可能性は極めて小さいと予測する。 工事による掘削としてはごみピットがあり、最深部は地表から10m程度の予定である。 地下水位の調査結果によれば、事業実施区域内の孔内水位は、地表から約3～5m下に分布しており、季節により変動している。事業実施区域は埋立地であり、土質をみると、地表から2m程度は盛土、その下5m程度が埋立て造成時の埋土である。その下層は、17～18mまでは砂質土が続き、それ以降は粘性土となっている。 ごみピットの掘削においては、止水性の山留め工法を採用することから、ピットへの地下水の漏水はない。山留め壁により周辺の地下水の流れが一部遮断されるものの、地下水は掘削部分を避ける形でゆっくり移動すると想定されることから、工事の実施による予測地域の地下水水位低下の可能性は極めて小さいと予測する。	＜地下水質＞ 地下水の現地調査結果では、調査地点に設定した地点1-7、1-8ともにふっ素が、地点1-8において、ほう素が環境基準値を上回っていたが、他の項目は環境基準値を下回っていた。 土壌の現地調査結果(地点1-7)によれば、土壌の汚染に係る環境基準項目は、地表では全て環境基準値を下回っていた。地下10m付近では砒素が環境基準値を上回っていたが、ふっ素、ほう素は基準値を下回っていた。 また、地歴調査や土壌ガス、土壌溶出量、土壌含有量の調査では、地下水及び土壌の汚染の原因は特定できていない。 工事の実施において、土壌が攪乱された場合、地下水の汚染が悪化する可能性がある。 このため、地盤・土壌で記載した、汚染土壌の除去等の必要な措置を講じた上で、現在実施している愛知県土壤汚染等対策指針に準じた地下水質のモニタリングを継続する必要がある。 工事の実施に当たっては、掘削部分の地下水を遮断すること、地下水汚染の原因となる物質を含む地盤改良剤等は使用しないことから、掘削・盛土等の土工による地下水の汚染が悪化する可能性は小さいと予測する。

地下水の予測結果(2)	
◆施設の存在 (2) 地形改変及び工作物等の存在 ごみピットの最深部は地表から 10m 程度の予定である。地下水位の調査結果によれば、事業実施区域内の孔内水位は、地表から約 3～5 m 下に分布しており、季節により変動している。 事業実施区域は埋立地であり、土質をみると、地表から 2 m 程度は盛土、その下 5 m 程度が埋立て造成時の埋土である。その下層は、17～18 m までは砂質土が続き、それ以深は粘性土となっている。	新たに設置される地下構造物により、周辺の地下水の流れが一部遮断されるものの、地下水は、砂質土内の地下構造物を避ける形でゆっくり移動すると想定されることから、地形改変及び工作物等の存在による予測地域の地下水位低下の可能性は極めて小さいと予測する。

9.8.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否か及び環境保全に関する基準等との整合について評価した。

地下水の評価結果			
◆工事の実施 (1)掘削・盛土等の土工 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td>・地下水質の定期的なモニタリングを継続するとともに、地下部分の掘削時には、適宜、地下水質の調査を実施する。</td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、工事の実施による予測地域の地下水位低下の可能性は極めて小さいと考えられる。また、工事の実施において、土壌が攪乱された場合、地下水質の悪化する可能性があるが、環境保全措置を確実に実施することから、地下水位及び地下水質の汚濁に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 (イ)環境保全に関する基準等との整合に係る評価 現地調査結果によれば、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目は、両地点のふっ素を除いて環境基準値を下回っている。 工事の実施に当たっては、掘削部分の地下水を遮断すること、地下水汚染の原因となる物質を含む地盤改良剤等は使用しないこと及び環境保全措置を確実に実施することから、地下水の水質に係る環境基準との整合は、現状が維持されるものと評価する。	環境保全措置	・地下水質の定期的なモニタリングを継続するとともに、地下部分の掘削時には、適宜、地下水質の調査を実施する。	◆施設の存在 (2)地形改変及び工作物等の存在 (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、予測地域の地下水位は、施設が存在しても維持され、地下水位への影響は、極めて小さいと判断する。 したがって、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。
環境保全措置			
・地下水質の定期的なモニタリングを継続するとともに、地下部分の掘削時には、適宜、地下水質の調査を実施する。			

9 総合評価

9.9 動物

9.9 動物

9.9.1 調査結果の概要

事業実施区域及びその周辺で動物の調査を行った。

動物の現地調査結果(1)

調査地域内(事業実施区域及びその周辺約 200 m) で確認した種数は、次のとおりである。

	確認した種数		
ほ乳類	2 目	5 科	6 種
鳥類	13 目	28 科	44 種
両生類	0 目	0 科	0 種
は虫類	1 目	3 科	3 種
昆虫類	14 目	166 科	562 種
クモ類	1 目	20 科	76 種
陸産貝類	1 目	10 科	17 種

確認された動物の中から、次に示す選定基準に基づき、重要な種を選定した。

①:「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②:「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 愛知県条例第 6 号)に基づく県指定天然記念物

③:「東海市文化財保護条例」(昭和 44 年 東海市条例第 62 号)及び「知多市文化財保護条例」(平成 17 年 知多市条例第 3 号)に基づく市指定天然記念物

④:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種等の掲載種

⑤:「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生動植物種

⑥:「環境省レッドリスト 2018」(平成 30 年 環境省)」の掲載種

⑦:「第三次レッドリスト レッドリストあいち 2015」(平成 27 年 愛知県)の掲載種

また、調査地域内及びその周辺で確認した重要な種は、次のとおりである。

	確認した重要な種		
鳥類	6 種	ミサゴ ハチクマ チュウヒ ハイトカ オオタカ ハヤブサ	
昆虫類	3 種	オオツノハネカクシ アカオビケラトリバチ ヤマトアシナガバチ	
クモ類	2 種	ワスレナグモ コガネグモ	
陸産貝類	1 種	スナガイ	

調査地域内で確認した重要な種の一般的な生態等は、次のとおりである。

[ミサゴ]
ほぼ完全な魚食性。滑りやすい魚を捕獲するため、足裏に棘があり、外足指が後ろに回る。国内では全国で見られ、北海道から九州の水域周辺の針葉樹や岩場に営巣する。

[ハイトカ]
低山から山地の森林に広く分布するが、北海道では低地でも繁殖する。冬期は全国的に見られる。主な餌は小型鳥類である。営巣環境としては林内空間の閉じた若齢林を好み、アカマツやカラマツなどの針葉樹に巣をかけ、4〜5 個の卵を産む。

[ハチクマ]
夏鳥として渡来し、主に本州中部から北海道に多く繁殖する。本州中部では標高 100m から 1500m の低山に生息し、アカマツなどに営巣する。ハチを餌とすることに適応し、形態的な特化が見られる。ハチの他、カエル類、鳥類も餌としているが、巣にいる雛に運ばれた餌の 6 割はハチの幼虫であった。渡来直後は養蜂場に依存している。雌雄協力して巣を作り、雌雄交代で抱卵する。抱卵は 1 日半交代で、巣から 40〜50km 離れた場所まで採食に出かける。

[チュウヒ]
ヨシ原の広がる湖、河川(下流)、潟、埋立地等に生息する。主にヨシ原で繁殖し、地上にヨシを主座に台座を作り、イネ科の植物を産座とする。餌は小型哺乳類、鳥類を中心に両生類、は虫類、魚類を食する。

[オオタカ]
低地から山地の森林に広く分布するが、主な生息地は水田や畑と森林が混在する低地から丘陵地である。中には小規模な林や都市公園内の緑地で繁殖するものもいる。巣はアカマツやスギなどの地上 7〜20m ほどの位置にかけられる。造巣求愛期は 2〜3 月、産卵は 4 月で、雛は 6〜7 月に巣立つ。

[ハヤブサ]
岩場で営巣し、中・小型の鳥類を空中で捕食する。一夫一妻制で生息に適した場所に通年縄張りを占有し、2 月頃から求愛飛行などの繁殖行動を始め、3〜4 月に 3〜4 個の卵を産む。

[オオツノハネカクシ]
昭和 35 年頃から、瀬戸内の流下式塩田で、流下盤として使われた海底の粘土に孔をあけ破壊してしまう昆虫。食性については粘土、珪藻と 2 説がある。

[アカオビケラトリバチ]
土中や砂の中に生活しているケラを麻酔して産卵し、孵化した幼虫はケラの体液を吸収して育つ。個体数は少なく、生息地も限定され、海岸や河川敷の開発等の生息地の改変による個体群維持に危惧がある。

[ヤマトアシナガバチ]
国内では本州、四国、九州、南西諸島に分布。草本の葉裏や樹木の細枝、人家の軒下や壁にも営巣する。平地に分布するが、栃木県、埼玉県、群馬県、茨城県、東京都、神奈川県などの各県など全国的に減少。愛知県内の生息数は多い。

動物の現地調査結果(2)	
	[ワスレナグモ] 体長雌 15～18mm、雄 6～8mm。比較的明るい乾燥した芝生・床下などの地中に縦穴を掘り、内部を糸で綴った管状の住居を造る。トタテグモのように出入口に扉は付けず穴が開いているだけであるが時には糸で塞ぐこともある。また、穴を中心として放射状に受信糸（触糸）を出すこともある。30 年ほど前までは、都市部でも神社仏閣・公園など中心に、ごく普通に見られた種であったが、環境破壊等により急速に減少している。
	[コガネグモ] 草や木の枝の間や軒下などに垂直円網を張り、X 字状のかくれ帯（一部省略されることもある）を付け、その中央に止まる。一般に、日当たりのよいところに多い。網の近くに不規則に糸を引き、淡緑色の卵のうを吊す。
	[スナガイ] 殻高 2.0～2.5 mm程度の微小種である。殻口内に 7 本程度の歯状突起が見られる。陸産貝類であるが、海岸の砂浜環境のみに生息する種で、海浜植物が生える砂浜と海岸林の林縁との境界部分周辺のみに生息する。

9.9.2 予測結果の概要

現地で確認された重要な種を予測対象として、工事の実施に伴う(1)建設機械の稼働等、(2)掘削・盛土等の土工や、施設の存在・供用に伴う(3)地形改変及び工作物等の存在について予測した。

動物の予測結果(1)	
◆工事の実施 (1)建設機械の稼働等 ・鳥類 (6 種) ハヤブサは、事業実施区域外で繁殖しているものの、事業実施区域内での確認例数は少なく、繁殖場所等の主要な生息場所として利用していないと考えられる。また、主な餌の中・小型鳥類が多く生息する樹林地は事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域内の樹林地も大規模な改変等が行われない。 このことから、事業実施区域内に生息する中・小型鳥類は工事实施と共に、一時的に事業実施区域外へ逃避すると考えられるが、事業実施区域内と同様の樹林地が周辺に広がっており、そこに生息する中・小型鳥類を補捕食すると考えられるため、騒音・振動による影響は小さいと予測する。 ミサゴは、事業実施区域内での確認例数は少なく、採餌行動は確認されなかった。 このことから、事業実施区域内を繁殖場所等の主要な生息場所や採餌場所として利用しておらず、騒音・振動による生息環境の悪化への影響はないと予測する。 ハチクマ及びチュウヒは、事業実施区域内では確認されず、通過途中の個体が確認されたものと考えられる。 このことから、事業実施区域内を繁殖場所等の主要な生息場所や採餌場所として利用しておらず、騒音・振動による影響はないと予測する。 ハイタカ及びオオタカは、事業実施区域内での確認例数は少なく、繁殖場所等の主要な生息場所として利用していないと考えられる。また、主な餌の中・小型鳥類が多く生息する樹林地は事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域内の樹林地も大規模な改変等が行われない。 このことから、事業実施区域内に生息する中・小型鳥類は工事实施と共に、一時的に事業実施区域外へ逃避すると考えられるが、事業実施区域内と同様の樹林地が周辺に広がっており、そこに生息する中・小型鳥類を補捕食すると考えられるため、騒音・振動による影響は小さいと予測する。 (2)掘削・盛土等の土工 重要な種の中で調査地域内の河川等の水辺を主要な生息環境や餌場として利用している種は確認されていない。また、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施するため、掘削・盛土等の土工による重要な	動物の生息環境への影響は小さいと予測する。 ◆施設の存在・供用 (3)地形改変及び工作物等の存在 ・鳥類 (6 種) ハヤブサは、合計 151 例が確認され、そのうち事業実施区域内では 2 例確認された。事業実施区域外の民間工場敷地内で繁殖しているが、事業実施区域は営巣場所から約 600m 離れている。事業実施区域内での確認例数は少なく、繁殖場所等の主要な生息場所として利用していない。また、採餌行動は事業実施区域外のみで確認された。本種の餌は主に中・小型鳥類であり、事業実施区域内の樹林地等も採餌場として利用している可能性がある。しかし、餌となる鳥類が多く生息する樹林地は事業実施区域外に広い面積で存在し、事業実施区域内の樹林地は大規模な改変等が行われない。 このことから、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響は小さいと予測する。 ミサゴは、合計 21 例確認され、そのうち事業実施区域内では 1 例確認された。繁殖行動は確認されず、また、事業実施区域内に餌となる魚類が生息する水辺が無いため、事業実施区域内を営巣場所及び餌場等の主要な生息場所として利用していないと考えられる。 したがって、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響はないと予測する。 ハチクマは、2018 年(平成 30 年)5 月に 2 例のみが確認されており、いずれも事業実施区域外での飛翔のみであった。繁殖行動及び採餌行動は確認されず、通過途中の個体が確認されたものと考えられ、事業実施区域内を営巣場所及び餌場等の主要な生息場所として利用していないと考えられる。 したがって、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響はないと予測する。 チュウヒは、2018 年(平成 30 年)4 月に 3 例のみが確認されており、いずれも事業実施区域外での飛翔のみであった。繁殖行動及び採餌行動は確認されず、通過途中の個体が確認されたものと考えられ、事業実施区域内を営巣場所及び餌場等の主要な生息場所として利用していないと考えられる。 したがって、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響はないと予測する。

動物の予測結果(2)

ハイタカは、合計 8 例確認され、そのうち事業実施区域内では 4 例確認された。事業実施区域内での確認回数は少なく、繁殖行動及び採餌行動は確認されなかった。本種の餌は主に小型鳥類であり、事業実施区域内の樹林地等も採餌場として利用している可能性がある。しかし、餌となる鳥類が多く生息する樹林地は事業実施区域外に広い面積で存在し、事業実施区域内の樹林地は大規模な改変等が行われない。

このことから、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響は小さいと予測する。

オオタカは、合計 5 例確認され、そのうち事業実施区域内では 2 例確認された。事業実施区域内での確認回数は少なく、採餌行動は事業実施区域外で確認されたが、繁殖行動は確認されなかった。本種の餌は主に中・小型鳥類であり、事業実施区域内の樹林地等も採餌場として利用している可能性がある。しかし、餌となる鳥類が多く生息する樹林地は事業実施区域外に広い面積で存在し、事業実施区域内の樹林地は大規模な改変等が行われない。

このことから、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響は小さいと予測する。

・昆虫類(3種)

事業実施区域内において確認された重要な種は、オオツノハネカクシで、アカオビケラトリバチ及びヤマトアシナガバチは事業実施区域外での確認であった。

オオツノハネカクシは、調査地域内に生息に適した環境は見られず、また、成虫は青色蛍光灯に飛来する習性があり、ライトトラップ調査のライトに誘引され、調査地域周辺から一時的に飛来したものと考えられる。

したがって、事業実施区域内を主要な生息場所として利用していないと考えられる。

このことから、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響はないと予測する。

アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチは、生息に適した草地在事業実施区内よりも事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域外に主要な生息環境があると考えられる。

このことから、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響は小さいと予測する。

・クモ類(2種)

事業実施区域内において確認された重要な種は、ワスレナグモとコガネグモであった。

ワスレナグモは、比較的明るい乾燥した芝生・床下等を主な生息環境としており、今回確認された事業実施区域内の草地を主要な生息環境として利用していると考えられるが、隣接する箇所でも確認されており、事業実施区域外も生息場所として利用している。また、本種が確認された事業実施区域内の駐車場脇の草地は、改変される箇所があるものの、工事後には再び緑地等として整備される。

したがって、地形改変及び工作物等の存在によって改変される箇所があり、面積は減少するものの、隣接する箇所に分散した個体が工事後に再び事業実施区域内に定着するものと考えられる。

このことから、地形改変及び工作物等の存在による生息地の消失・減少・変化の影響は小さいと予測する。

コガネグモは、郊外の人家周辺や樹林地の周辺、草地などを主な生息環境としている。樹林地や草地、建屋といった環境は事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良好な生息環境があると考えられる。

このことから、地形改変及び工作物等の存在による生息地の消失・減少・変化の影響は小さいと予測する。

・貝類(1種)

事業実施区域内において確認された重要な種は、スナガイであった。

事業実施区域内の樹林地が主要な生息場所であると考えられるが、同様の樹林地は確認場所の樹林地と連続して事業実施区域外にも存在しており、事業実施区域外の樹林地にも生息している可能性が高いと考えられる。また、本種が確認された事業実施区域内の樹林地では大規模な改変等を行われない。このことから、地形改変等による生息地の消失・減少・変化への影響はないと予測する。

9 総合評価

9.9 動物

9.9.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

動物の評価結果

◆工事の実施

(1) 建設機械の稼働等

環境保全措置
・ 工事に当たっては、低騒音・低振動型の建設機械の導入を図る。 ・ 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う動物の重要な種への環境影響については、事業実施区域内からの騒音や振動の影響が考えられる鳥類の重要な種は、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサの4種が事業実施区域の一部で飛翔が確認されたものの、事業実施区域内を主要な生息場所及び餌場として利用していないと考えられること、ハヤブサについては事業実施区域から最短の直線距離で約 600m離れて事業実施区域外に営巣しており、より営巣場所に近い民間工場及び民間発電所等の通常稼働時の騒音・振動の影響の方が大きいと考えられることから、建設機械の稼働等による動物の重要な種の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働等に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

(2) 掘削・盛土等の土工

環境保全措置
・ 大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

掘削・盛土等の土工に伴う動物の重要な種への環境影響については、動物の重要な種の中で調査地域内の河川等の水辺を主要な生息環境や餌場として利用している種が確認されていないこと、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による動物の重要な種の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

◆施設の存在・供用

(3) 地形改変及び工作物等の存在

環境保全措置
・ 植栽樹木の選定に当たっては、可能な限り中・小型鳥類の餌となる実をつける在来種（郷土種）を選定する。 ・ 光源に紫外光が少ない LED を積極採用し、光走性を有する昆虫類の誘引を抑制する。 ・ 工事中に資材の仮置き場となる草地を、工事終了後は再び緑地等として管理を行う。

(ア)環境影響の回避・低減に係る評価

地形改変及び工作物等の存在による動物の重要な種への環境影響については、事業実施区域内にはワスレナグモ及びスナガイを除く動物の重要な種の主要な生息場所や採餌場所は見られなかったことから、地形改変及び工作物等の存在によるこれらの動物の重要な種の生息環境への影響は小さいと判断する。

ワスレナグモについては、一部道路等になる事業実施区域内の駐車場脇の草地に多く確認されたものの、事業実施区域内の改変を実施しない箇所や事業実施区域外においても生息が確認されている。また、事業実施区域内の駐車場脇の草地は、改変される箇所があるものの、工事後には再び緑地等として整備されるため、本種が隣接する箇所から再び定着するものと考えられることから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。

スナガイについては、確認された樹林地と同様の樹林地が連続して事業実施区域外にも存在しており、事業実施区域外の樹林地にも生息している可能性が高いと考えられること、本種が確認された樹林地では大規模な改変等が行われないことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。

このことから、地形改変及び工作物等の存在による動物の重要な種の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、地形改変及び工作物等の存在による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

9.10 植物

9.10.1 調査結果の概要

事業実施区域及びその周辺で植物の調査を行った。

植物の現地調査結果									
植生調査では、クズ群落等5つの植物群落のタイプを確認した。植生調査で確認した植物群落のタイプは、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>群落名等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">植物群落</td><td>クズ群落</td></tr> <tr> <td>ニセアカシア群落</td></tr> <tr> <td>その他植林（落葉広葉樹）</td></tr> <tr> <td>その他植林（常緑広葉樹）</td></tr> <tr> <td>路傍・空地雑草群落</td></tr> </tbody> </table> 調査地域内（事業実施区域及びその周辺約200m）で85科283種（亜種、変種を含む）の生育が確認された。確認された植物の中から、次に示す選定基準に基づき、重要な種を選定した。 ①：「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物 ②：「愛知県文化財保護条例」（昭和30年 愛知		分類	群落名等	植物群落	クズ群落	ニセアカシア群落	その他植林（落葉広葉樹）	その他植林（常緑広葉樹）	路傍・空地雑草群落
分類	群落名等								
植物群落	クズ群落								
	ニセアカシア群落								
	その他植林（落葉広葉樹）								
	その他植林（常緑広葉樹）								
	路傍・空地雑草群落								
県条例第6号）に基づく県指定天然記念物 ③：「東海市文化財保護条例」（昭和44年 東海市条例第62号）及び「知多市文化財保護条例」（平成17年 知多市条例第3号）に基づく市指定天然記念物 ④：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種等の掲載種 ⑤：「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年 愛知県条例第3号）に基づく指定希少野生動植物種 ⑥：「環境省レッドリスト2018」（平成29年 環境省）」の掲載種 ⑦：「第三次レッドリスト レッドリストあいち2015」（平成27年 愛知県）の掲載種 植物の重要な種は、確認されなかった。									

9.10.2 予測結果及び評価結果の概要

現地で確認された種を予測対象として、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工や、施設の存在・供用に伴う地形改変及び工作物等の存在による影響の程度について予測した。また、環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

植物の予測結果	
◆工事の実施 （1）掘削・盛土等の土工 植物の重要な種の生育が確認されなかったことから、掘削・盛土等の土工による重要な植物の生育環境への影響はないと予測する。	◆施設の存在・供用 （2）地形改変及び工作物等の存在 植物の重要な種の生育が確認されなかったことから、地形改変及び工作物等の存在による重要な植物の生育環境への影響はないと予測する。

植物の評価結果	
◆工事の実施 （1）掘削・盛土等の土工 （ア）環境影響の回避・低減に係る評価 掘削・盛土等の土工に伴う植物の重要な種への環境影響については、重要な種が確認されていないこと、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による植物の重要な種の生育環境への影響はないと判断する。 このことから、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	◆施設の存在・供用 （2）地形改変及び工作物等の存在 （ア）環境影響の回避・低減に係る評価 地形改変及び工作物等の存在による植物の重要な種への環境影響については、重要な種が確認されておらず、植物の重要な種の生育環境への影響はないと判断する。 このことから、地形改変及び工作物等の存在による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

9 総合評価

9.11 生態系

9.11 生態系

9.11.1 調査結果の概要

事業実施区域及びその周辺で生態系の調査を行った。

生態系の現地調査結果									
調査地域を特徴づける生態系の指標となる注目種を、上位性・典型性・特殊性の観点から次のとおり選定した。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>注目種</th></tr> <tr> <td>上位性</td><td>イタチ属の一種</td></tr> <tr> <td>典型性</td><td>ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ</td></tr> <tr> <td>特殊性</td><td>調査地域には、特殊な環境は存在しないことから、特殊性の注目種は選定しなかった。</td></tr> </table> ○イタチ属の一種 年間を通して出現し、事業実施区域内で3例、事業実施区域外で5例がすべて糞により確認された。 都市近郊の平野部に多いとされるチョウセンイタチの雄が、繁殖期に縄張りを持つ場合の広さは1～10haで、雌は常に1～2haの行動圏を持つとされていることから、調査地域内には複数の個体が生息していると考えられる。 ○ヒヨドリ 年間を通して確認され、事業実施区域内で24個体、事業実施区域外で280個体の合計304個体を確認された。 いずれも乾性樹林地又は上空で確認された。調査地域内で広く確認されたが、多くは樹林地で確認され、樹木が多く存在する東側や北側での確認が多かった。			注目種	上位性	イタチ属の一種	典型性	ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ	特殊性	調査地域には、特殊な環境は存在しないことから、特殊性の注目種は選定しなかった。
	注目種								
上位性	イタチ属の一種								
典型性	ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ								
特殊性	調査地域には、特殊な環境は存在しないことから、特殊性の注目種は選定しなかった。								
○スズメ 年間を通じて出現し、事業実施区域内で64個体、事業実施区域外で104個体の合計168個体を確認された。事業実施区域内では乾性草地及び改変地で多くの個体を確認された。事業実施区域外では乾性樹林地で多くの個体を確認された。 事業実施区域内においては、現知多市清掃センターの建屋の隙間に入出入りする個体を確認され、営巣している可能性が高いと考えられた。 スズメの成鳥は半径約200mのごく狭い範囲内で繁殖、採食、就眠、休息等のすべてを行っている。事業実施区域内で繁殖する個体の多くは、生活の大部分を調査地域内ですごしていると考えられる。 ○トカゲ類 春季、夏季、秋季に出現し、事業実施区域内で2個体、事業実施区域外で11個体の合計13個体を確認された。事業実施区域内では、乾性樹林地でのみ確認され、事業実施区域外では、乾性樹林地で7個体、乾性草地と改変地でそれぞれ2個体確認された。広範囲で確認されたが、調査地域内の南東側で多く確認された。 ○キタキチョウ 年間を通じて出現し、事業実施区域内で5個体、事業実施区域外で4個体の合計9個体を確認された。事業実施区域内では乾性草地での確認が多く、事業実施区域外では乾性樹林地での確認が多かった。									

9.11.2 予測結果の概要

注目種として選定した上位性区分のイタチ属の一種、典型性区分のヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウを予測対象として、工事の実施に伴う建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工及び施設の存在・供用に伴う地形改変及び工作物等の存在による影響の程度について予測した。

生態系の予測結果(1)	
◆工事の実施 (1) 建設機械の稼働等 ・イタチ属の一種（上位性） 事業実施区域内の3箇所、事業実施区域外の5箇所で生活痕跡(糞)が確認され、調査地域内の樹林地、草地、改変地の広い範囲を生活の場として利用していると考えられ、また、ネズミや昆虫等の小動物を主な餌とするが、食性は極めて広いため、事業実施区域内も採餌場所等の生息場所の一部として利用していると考えられる。 しかし、事業実施区域内に存在する環境と同様の環境は事業実施区域外に広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられる。また、事業実施区域内に生息する個体及び餌となるネズミ等の小動物も工事实施と共に、事業実施区域外へ一時的に逃避すると考えられる。 このことから、建設機械の稼働等による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。 ・ヒヨドリ（典型性） 事業実施区域内で24個体、事業実施区域外で280個体が確認された。事業実施区域内での確認数は事業実施区域外と比べて少なく、確認場所は事業実施区域内と事業実施区域外のいずれも樹林地に集中していた。主要な生息環境である樹林地は事業実施区域内よりも事業実施区域外において広い面積で存在しており、事業実施区域外にヒヨドリの良い生息環境があると考えられる。また、事業実施区域内に生息する個体も工事实施と共に、一時的に事業実施区域外へ逃避すると考えられる。 このことから、建設機械の稼働等による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。	・スズメ（典型性） 事業実施区域内で64個体、事業実施区域外で104個体が確認され、調査地域内で広く確認された。また、事業実施区域内においては、繁殖期に管理棟や現知多市清掃センターの工場棟の隙間に入出入りする個体が確認され、営巣している可能性が考えられる。事業実施区域外においては、本種の生息場所として利用されている樹林地や草地、建屋等が広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられる。また、事業実施区域内に生息する個体も工事实施と共に、一時的に事業実施区域外へ逃避すると考えられる。 このことから、建設機械の稼働等による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。 (2) 掘削・盛土等の土工 ・イタチ属の一種（上位性） 調査地域内の樹林地、草地、改変地の広い範囲で確認されており、食性が極めて広く、調査地域内の広い範囲を生活の場として利用していると考えられる。 したがって、調査地域内の水辺も採餌場所等の生息環境として利用していると考えられるが、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。 ・ヒヨドリ（典型性） 樹林地を主要な生息環境としており、水辺に依存して生活していない。また、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと予測する。

生態系の予測結果(2)	
・スズメ（典型性） 市街地や住宅地、耕作地等を主な生息環境としており、水辺に依存して生活をしていない。また、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと予測する。 ・トカゲ類（典型性） 生息環境は主に日当たりのよい草地や樹林地等であり、水辺に依存して生活をしていない。また、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、本種の生息環境への影響はないと考えられる。 このことから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと予測する。 ・キタキチョウ（典型性） 生息環境は主に草地や樹林地であり、水辺に依存して生活していない。また、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと予測する。 ◆施設の存在 (3) 地形改変及び工作物等の存在 ・イタチ属の一種（上位性） 調査地域内の樹林地、草地、改変地の広い範囲を生活の場として利用していると考えられるが、同様の環境は事業実施区域内よりも事業実施区域外において広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられる。また、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの、工事後には再び緑地等として整備される。 このことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。 ・ヒヨドリ（典型性） 主要な生息環境である樹林地は、事業実施区域内よりも事業実施区域外において広い面積で存在し、事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられる。また、事業実施区域内の樹林地は大規模な改変等が行われずに維持される。	このことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響はないと予測する。 ・スズメ（典型性） 生息場所として利用している樹林地や草地、建屋等は事業実施区域外において広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられる。また、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの、工事後には再び緑地等として整備される。 さらに、営巣の可能性が考えられる現知多市清掃センターの管理棟は解体されるものの、同様に営巣の可能性が考えられる現知多市清掃センターの工場棟は当面の間解体される計画がない。 このことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。 ・トカゲ類（典型性） 生息環境が主に日当たりのよい草地や樹林地等であり、これらの環境は事業実施区域外においてより広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられる。また、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、樹林地は大規模な改変等が行われずに維持される。草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの、工事後には再び緑地等として整備される。 このことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。 ・キタキチョウ（典型性） 生息環境は主に草地や樹林地であり、これらの環境は事業実施区域外において広い面積で存在しており、事業実施区域外に本種の良い生息場所があると考えられる。また、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの、工事後には再び緑地等として整備される。 このことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと予測する。

9.11.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

生態系の評価結果(1)	
◆工事の実施	
(1) 建設機械の稼働等	(2) 掘削・盛土等の土工
環境保全措置	環境保全措置
・工事に当たっては、低騒音・低振動型の建設機械の導入を図る。(イタチ属の一種、ヒヨドリ、スズメ) ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。(イタチ属の一種、ヒヨドリ、スズメ) ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等がないように動物への配慮をするよう指導する。(イタチ属の一種) ・繁殖期間中は、工事箇所や工事量が過度に集中しないよう工事工程管理に努めるなど騒音振動を極力回避低減する。(スズメ)	・大雨が予想される時は、できる限り土壌が流出しないよう、工事工程の変更や裸地部分へのシート掛けなどの適切な濁水流出防止対策を講じる。(イタチ属の一種)
(ア)環境影響の回避・低減に係る評価	(イ)環境影響の回避・低減に係る評価
・イタチ属の一種（上位性）	・イタチ属の一種（上位性）
事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられること、事業実施区域内に生息する個体及び餌となるネズミ等については工事实施と共に、事業実施区域外へ一時的に逃避すると考えられることから、建設機械の稼働等による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。
・ヒヨドリ（典型性）	・ヒヨドリ（典型性）
本種の良い生息環境が事業実施区域外に存在すること、事業実施区域内に生息する個体も工事实施と共に、事業実施区域外へ一時的に逃避すると考えられることから、建設機械の稼働等による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	本種が水辺に依存して生活をしていないこと、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと判断する。 このことから、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。
・スズメ（典型性）	・スズメ（典型性）
事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられること、事業実施区域内に生息する個体も工事实施と共に、一時的に事業実施区域外へ逃避すると考えられることから、環境保全措置を確実に実施することにより、建設機械の稼働等に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	本種が水辺に依存して生活をしておらず、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。 このことから、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

生態系の評価結果(2)

・トカゲ類（典型性）

本種が水辺に依存して生活していないこと、調査地域内の水辺に濁水の流入が基本的になく、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと判断する。

このことから、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

・キタキチョウ（典型性）

本種が水辺に依存して生活していないこと、工事中の濁水等については、沈砂池の設置等の濁水防止対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による本種の生息環境への影響はないと判断する。

このことから、掘削・盛土等の土工に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

◆施設の存在

(3) 地形改変及び工作物等の存在

環境保全措置

- ・管理棟の解体工事に当たっては、スズメの営巣期（4～8月）に配慮する。（スズメ）
- ・工事中に資材の仮置き場となる草地を、工事終了後は再び緑地等として管理を行う。（イタチ属の一種、ヒヨドリ、スズメ、トカゲ類、キタキチョウ）

(7) 環境影響の回避・低減に係る評価

・イタチ属の一種（上位性）

事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられること、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの、工事後には再び緑地等として整備されることから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、地形改変及び工作物等の存在による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

・ヒヨドリ（典型性）

事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられること、本種の主要な生息環境である樹林地では改変等が行われないことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響はないと判断する。

このことから、地形改変及び工作物等の存在による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

・スズメ（典型性）

事業実施区域外に本種の良い生息環境があると考えられること、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの工事後には再び緑地等として整備されること、また、営巣の可能性が考えられる現知多市清掃センターの工場棟と管理棟のうち、管理棟は解体されるものの、現知多市清掃センターの工場棟は当面の間解体される計画がないことから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、地形改変及び工作物等の存在による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

・トカゲ類（典型性）

本種の良い生息環境は事業実施区域外にあること、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの工事後には再び緑地等として整備されることから、地形改変及び工作物等の存在によるトカゲ類の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、地形改変及び工作物等の存在による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

・キタキチョウ（典型性）

本種の良い生息環境が事業実施区域外にあると考えられること、改変等が行われる場所は現状の駐車場や道路及び草地であり、草地については工事期間中に一時的に面積が減少するものの、工事後には再び緑地等として整備されることから、地形改変及び工作物等の存在による本種の生息環境への影響は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、地形改変及び工作物等の存在による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

9.12 景観

9.12.1 調査結果の概要

事業実施区域周辺 2 地点で景観の調査を行った。

景観の現地調査結果	
事業実施区域周辺 2 地点（知多運動公園、寺本跨線橋）からの景観の状況は、次のとおりである。	
＜知多運動公園＞ (春季) 	＜寺本跨線橋＞ (春季) 
＜知多運動公園＞ (秋季) 	＜寺本跨線橋＞ (秋季) 
煙突との距離：約 500m 煙突方向：北北西 知多運動公園の西端の橋から海域を隔てて煙突と建屋を含む事業実施区域が眺望できる。 調査地点では、事業実施区域と海域の間にある木々の彩りが季節の変化を感じさせる。	煙突との距離：約 1,100m 煙突方向：西北西 名古屋鉄道常滑線寺本駅前の跨線橋から事業実施区域内の既存施設の煙突が眺望できる。 調査地点では、彩りでの季節の変化は確認しづらいが、背の高い煙突の白煙の量で気温の違いは把握できる。

9 総合評価

9.12 景観

9.12.2 予測結果の概要

施設の存在による影響の程度について予測した。

景観の予測結果	
◆施設の存在 事業実施区域周辺2地点（知多運動公園、寺本跨線橋）からの予測結果（春季）は、次のとおりである。 ＜知多運動公園からの眺望予測結果＞  海域の上にある木々の向こうに新施設の煙突と建屋の上部が視認される。 現況では海域の上の木々と煙突などが主な景観要素となっている。将来は、主な景観要素に新施設が加わり、景観の変化が生じると予測する。	＜寺本跨線橋からの眺望予測結果＞  住宅街の屋根の向こうに新施設の煙突と建屋の上部が視認される。 現況及び将来ともに、煙突や鉄塔が主な景観要素となっている。将来は、新施設の煙突と建屋の上部が加わるが、事業実施区域から約1.1km離れていることから、景観要素として占める割合は小さく、景観の変化は小さいと予測する。

9.12.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

景観の評価結果			
◆施設の存在 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> ・建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。 ・建物の形状、色調等は、名古屋港カラー計画を考慮し、周辺環境との調和を図るよう努める。 </td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 ＜主要な景観資源への影響＞ 事業実施区域周辺の景観資源については、いずれも周辺地域とともに遠景として眺めるような景観資源ではないこと、調査地点以外の主要な眺望点のうち最も近い元浜公園でも事業実施区域から2 km 程度と距離があり、影響はないと判断することから、景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	環境保全措置	・建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。 ・建物の形状、色調等は、名古屋港カラー計画を考慮し、周辺環境との調和を図るよう努める。	＜主要な眺望点からの眺望＞ 新施設の存在により、知多運動公園からの眺望景観に変化が生じると予測するが、建物外壁の色彩を名古屋港カラー計画※に沿ったものとすることから周辺環境との調和を図るよう努めていると判断する。 さらに、環境保全措置を確実に実施することから、景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。 ※名古屋港カラー計画 ロマンと活気にあふれた港づくりをめざして様々な機能や形態の建築物、工作物の配色に一定のルールを用いることにより、地区のイメージを好ましい状態にし、港のゾーニングを明確にすることを目的としている。 事業実施区域は、活気ゾーンに含まれ、ベースカラー、アクセントカラーの配色により演出することになっている。
環境保全措置			
・建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。 ・建物の形状、色調等は、名古屋港カラー計画を考慮し、周辺環境との調和を図るよう努める。			

9.13 人と自然との触れ合いの活動の場

9.13.1 調査結果の概要

事業実施区域の東に位置する知多運動公園を対象に現地調査を行った。

人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査結果

知多運動公園の施設配置及び遊歩道は次のとおりである。



名称	概要
知多運動公園	公園内には、日本陸上競技連盟第2種公認の「陸上競技場」、ナイター設備を完備した軟式野球専用の「野球場」、人工芝でナイター設備を完備した「テニスコート」がある総合スポーツ施設である。東側の「緑広場」は、ソフトボール、サッカーなど多目的に楽しめる。隣接施設として海浜プールもある。

陸上競技場、野球場、テニスコートと緑広場の間には遊歩道があり、ウォーキング等の利用者のために、この遊歩道と公園の周回歩道を利用した3つのコースが設定されている。

遊歩道の利用者に聞き取り調査をした結果は次のとおりである。

- ・遊歩道往復のコースは、生垣が風除けになるため、冬でも歩きやすい。
 - ・夏は暑いのであまり利用していないが、9月から3月くらいの時期は利用している。
 - ・その他、市役所や病院にきた時に利用する、雨や雪の日以外は利用するなどの意見があった。
- 遊歩道の利用状況は次のとおりである。

知多運動公園の遊歩道南端から北方向（夏季）



知多運動公園の遊歩道南端から北方向（冬季）



9 総合評価

9.13 人と自然との触れ合いの活動の場

9.13.2 予測結果の概要

工事の実施に伴う(1)資材等の搬入及び搬出、施設の供用に伴う(1)廃棄物等の搬入及び搬出による影響の程度について予測した。

人と自然との触れ合い活動の場の予測結果							
◆工事の実施				◆施設の供用			
(1)資材等の搬入及び搬出				(1)廃棄物等の搬入及び搬出			
工事計画において、資材等の運搬車両は主に国道155号・247号を走行する。 資材等の運搬車両台数が最大となる時期(35か月目)における交通量の増加は、128台～512台で、一般車両に対する寄与割合は0.5～1.3%と予測した。				施設運転計画において、廃棄物等の運搬車両は主に国道155号・247号を走行する。 廃棄物運搬車両台数が通常となる時期(2024年度)における交通量の増加は、214台～668台で、一般車両に対する寄与割合は0.8～1.7%と予測した。			
予測地点	一般車両 台数① (台/日)	資材等の運搬 車両台数② (台/日)	一般車両に対 する寄与割合 (②/①×100)	予測地点	一般車両 台数① (台/日)	資材等の運搬 車両台数② (台/日)	一般車両に対 する寄与割合 (②/①×100)
横須賀IC-朝倉IC間 (地点5付近)	38,735	512	1.3%	横須賀IC-朝倉IC間 (地点5付近)	38,735	668	1.7%
朝倉IC-長浦IC間 (地点6付近)	27,497	128	0.5%	朝倉IC-長浦IC間 (地点6付近)	27,497	214	0.8%
注)一般車両台数は、資材等の運搬車両が走行する7～18時における交通量である。				注)1. 一般車両台数は、廃棄物等の運搬車両が走行する7～18時における交通量である。 2. 廃棄物等の運搬車両台数については、横須賀ICと朝倉ICの間は、東海市の運搬車両の日最大車両数、朝倉ICと長浦ICの間は、知多市の日最大車両数との日平均車両数の差の40%とした。			

9.13.3 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

人と自然との触れ合い活動の場の評価結果					
◆工事の実施	◆施設の供用				
(1)資材等の搬入及び搬出	(1)廃棄物等の搬入及び搬出				
<table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> ・朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 </td></tr></table>	環境保全措置	・朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。	<table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 </td></tr></table>	環境保全措置	・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。
環境保全措置					
・朝・夕の交通量増加時には、資材等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。					
環境保全措置					
・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物等の運搬車両の台数を抑えるよう努める。 ・急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。					
(ア)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場とした「知多運動公園」へのアクセスルート周辺道路では、資材等の搬入及び搬出に伴う交通量の増加があるものの、環境配慮事項とした日曜の資材等の運搬を行わないこと及び環境保全措置を確実に実施することにより、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	(ア)環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場とした「知多運動公園」へのアクセスルート周辺道路では、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う交通量の増加があるものの、施設の供用に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用への環境影響については、環境保全措置を確実に実施することにより、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている				

9.14 廃棄物等

9.14.1 予測結果の概要

工事の実施に伴う(1) 残土、(2)建設工事及び既存施設の一部解体工事に伴う副産物、施設の供用による影響の程度について予測した。

廃棄物等の予測結果			
◆工事の実施			
(1) 残土			
建設工事において掘削に伴う残土が約22,000m ³ 発生するが、適正処分を行うものとする。			
		(単位：m ³)	
	残土発生量	残土処分量	
合計	22,000	22,000	
(2) 建設工事及び既存施設の一部解体工事に伴う副産物			
建設工事等に伴う副産物の発生量は、廃プラスチック類42t、木くず20t、紙くず23t、金属くず30t、ガラス及び陶磁器くず23t、コンクリート破片等がれき類285t、その他のがれき類15t、その他が20tと予測した。			
これらの副産物については排出抑制を行い、積極的な資源化を図るものとする。			
		◆施設の供用	
		年間発生量は、焼却灰3,500t/年、焼却飛灰1,800t/年、耐火レンガ等10t/年と予測した。焼却灰、焼却飛灰は、原則として資源化を図るものとする。	
		(単位：t/年)	
		廃棄物の種類	年間発生量 処理方法
一般廃棄物	焼却灰	3,500	資源化 又は 最終処分
	焼却飛灰	1,800	
産業廃棄物	耐火レンガ等	10	資源化 又は 最終処分
合計		5,310	

9.14.2 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

廃棄物等の評価結果	
◆工事の実施	◆施設の供用
環境保全措置	環境保全措置
・工事に使用する資機材等については、省梱包化を図り、廃棄物の発生抑制に努める。	・焼却灰・焼却飛灰については、社会情勢を踏まえながら原則、資源化を進める。
・工事に伴い発生する副産物の資源化に努める。	
(ア)環境影響の回避・低減に係る評価	(ア)環境影響の回避・低減に係る評価
工事の実施に伴う廃棄物の排出については、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	施設の供用に伴う廃棄物の排出については、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。

9 総合評価

9.15 温室効果ガス

9.15 温室効果ガス等

9.15.1 予測結果の概要

工事の実施に伴う(1)資材等の搬入及び搬出、(2)建設機械等の稼働、施設の供用に伴う(1)ばい煙の排出及び機械等の稼働、(2)廃棄物等の搬入及び搬出による影響の程度について予測した。

温室効果ガス等の予測結果	
◆工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガス総排出量は、779 t-CO₂/工事中と予測した。 (2) 建設機械の稼働等 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガス総排出量は、2,771 t-CO₂/工事中と予測した。	◆施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働 施設の供用における温室効果ガス総排出量は20,600 t-CO₂/年と予測した。 また、発電による温室効果ガス削減量は、7,352 t-CO₂/年で、削減後の温室効果ガス総排出量は、13,248 t-CO₂/年と予測した。これは削減前の温室効果ガス総排出量の35.7%に相当する。 (2) 廃棄物等の搬入及び排出 廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガス総排出量は、1,222 t-CO₂/年と予測した。

9.15.2 評価結果の概要

環境影響が、実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減されているか否かについて評価した。

温室効果ガス等の評価結果					
◆工事の実施 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> - 資材等の運搬車両の走行距離が最小限となるように適宜工程を再検討する。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 建設機械等の稼働時間が最小限となるように適宜工程を再検討する。 - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。 </td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 資材等の搬入及び搬出、建設機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、環境保全措置を確実に実施することにより、温室効果ガスに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	環境保全措置	- 資材等の運搬車両の走行距離が最小限となるように適宜工程を再検討する。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 建設機械等の稼働時間が最小限となるように適宜工程を再検討する。 - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。	◆施設の供用 <table><tr><th>環境保全措置</th></tr><tr><td> - 廊下、トイレ等の照明には自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命でエネルギー性能に優れた機器を採用する。 - 構内照明には、太陽光や風力発電付きのものを積極的に活用する。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。 </td></tr></table> (ア)環境影響の回避・低減に係る評価 ばい煙の排出及び機械の稼働等、廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、環境保全措置を確実に実施することにより、温室効果ガスに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られている。	環境保全措置	- 廊下、トイレ等の照明には自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命でエネルギー性能に優れた機器を採用する。 - 構内照明には、太陽光や風力発電付きのものを積極的に活用する。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。
環境保全措置					
- 資材等の運搬車両の走行距離が最小限となるように適宜工程を再検討する。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 建設機械等の稼働時間が最小限となるように適宜工程を再検討する。 - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。					
環境保全措置					
- 廊下、トイレ等の照明には自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命でエネルギー性能に優れた機器を採用する。 - 構内照明には、太陽光や風力発電付きのものを積極的に活用する。 - 急加速の禁止等を徹底し、環境に配慮した走行をするよう努める。 - 作業待機時におけるアイドリングストップを徹底し、空ぶかしを行わないなど不必要な燃料の削減に努める。					

9.16 総合評価

本事業による工事の実施及び施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。